

# 『野脇中最後の卒業生同期会』規約

## 第1条(名称)

本会は、「野脇中最後の卒業生同期会」と称する。

## 第2条(目的・事業)

本会は、青森市立野脇中学校第23回卒業生の相互親睦を図ることを目的とし、同期会やその他の事業を行う。

## 第3条(会員)

青森市立野脇中学校最後の卒業生である第23回卒業生及び同期に在籍した者、並びに関係した教職員等を以て本会会員とする。

## 第4条(設立)

本会会員が卒業した年度末の翌日、昭和45年4月1日を設立日と定める。

## 第5条(役員・運営)

① 本会は次の役員を置き、任期は定めない。

幹事代表 1名

事務局担当 1名

幹事 若干名（概ね各組2名程度を目安とする）

② 幹事代表は、本会を代表し会務を統括する。

③ 事務局担当は、本会の運営に必要な情報と会計の管理を行う。

④ 幹事は、幹事代表及び事務局担当の補佐を行い、会務を分掌する。

⑤ 幹事代表または事務局担当に事故ある時は速やかに補任を行う事とし、選任が完了されるまでは幹事が代行する。

⑥ 本会の運営は、役員の合議を以てを行う。

## 第6条(総会)

本会の総会は、同期会開催時に行い、本会の重要事項についての審議を行う。

## 第7条(費用)

本会の運営に関わる費用は、必要に応じてその都度徴収する。

## 第8条(事務局)

本会事務局の所在地は、事務局担当の所在地とする。

## 附 則

この規約に付帯する事項に関して、別途細則を定める。

この規則は、平成23年11月19日に明文化し、当日をもって適用する。